

**議会活性化
特別委員会**

中間報告

市民と議会のつどい

議会基本条例

委員会のあり方

本特別委員会は、平成19年9月定例議会において議会の活性化を目的に設置されたものです。本特別委員会ではこの目的を達成するため、「議会報告会の開催」、「議会基本条例の制定」、「委員会のあり方」を活性化の柱に掲げ、これまでに13回の委員会を開催し、順次検討を重ねてまいりました。

まず、議会報告会の開催について検討を行い、平成20年2月に試行的に議会報告会を開催し、合わせて市民アンケートなどを参考に議会報告会実施要綱案を策定し、議会運営委員会に提言をいたしましたところ、早速、平成20年5月、全議員参加により市内各地域で「市民と議会のつどい」として本格的に実施することができました。今後、この「市民と議会のつどい」が議会活動の主軸として市民と議会の相互理解の場となることを期待するものです。

を期待するものです。

次に大きな課題であります議会基本条例については、地方分権の進展により自己決定・自己責任によるまちづくりが求められる中、議会の持つ役割と責任が一層大きなものとなっていることから、本特別委員会といたしましても、今後、議会が意思決定機関としての役割を十分果たすとともに、市民に開かれたわかりやすい議会の推進を図っていくためには、この議会基本条例の制定が必要であるとの認識で一致し、ワーキングチームを立ち上げるなどして、その素案作りに鋭意取り組んでまいりました。その結果、今議会中に開催いたしました特別委員会においてその素案ができあがり、議会運営委員会に調整のための提示を行ったところであり、この議会基本条例は、議会運営に係る基本的事項を定める条例であり、今後、議会運営委員会と十分調整を行うとともに、議会としての共通認識を深めながら、11月4日・5日の両日に行われます「市民と議会のつどい」でも市民の皆様にご報告ができればと考えております。最終的には、12月議会において特別委員会としての条例案を報告する予定としております。

三点目の委員会のあり方については、今年度中に報告できるように鋭意検討を行っているところであります。

**市民と議会のつどい
「語ってみよう」**

第2回市民と議会のつどいを11月4日・5日に市内8地区で開催し、9月定例議会における主な議案の結果や議会基本条例素案の概要についての報告などを行いました。多くの市民の方にお越しいただき活発な意見交換がなされました。
※詳しい内容は次号で報告します。

議会基本条例素案の概要

- 1. 議会の活動原則**
①市民に開かれたわかりやすい議会をめざすこと、②市民の多様な意見を把握し、市政に反映させ、③市民本位の立場から市政を監視します。
- 2. 議員の活動原則**
①議会内での自由討議を積極的にを行い、②議員の資質向上に努め、③市民全体の福祉の観点から活動します。
- 3. 市民との関係**
議会は市民に説明責任を果たし、市民の多様な意見を把握するよう努めることや委員会等の会議の原則公開とします。
- 4. 市民と議会のつどい**
議会は、市民に説明責任を果たし、市民の多様な意見を把握するため「市民と議会のつどい」を実施します。
- 5. 広報委員会**
市民への議会の広報活動の重要性
- 6. 市長等との関係**
議員と行政との緊張関係の保持を図るため、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政側からの議員への反問権を付与します。
- 7. 議員間の自由討議**
議会は、その意思決定に至るプロセスとして議員間相互の自由討議と徹底議論を行います。
- 8. 市政研究会**
市政に関する重要な政策等について、議会としての共通認識と資質向上を図るため、月1回の市政研究会を実施します。
- 9. 委員会の活動**
委員会の基本的な活動方針を定め、委員会審査報告の充実や委員会の市民との交流の場を設けます。
- 10. 政務調査費**
政務調査費の透明性を確保するため、年1回その執行状況をホームページ等で公開するとともに、市民がその関係書類を速やかに閲覧できるようにします。
- 11. 議員定数**
議員定数については、行政改革の視点だけではなく、市が抱える課題や市の将来の予測を十分考慮して判断するものとし、その場合には市民の理解を得られるよう努めます。